

日・香港刑事共助協定

- 近年の国際犯罪の増加に伴い、捜査、訴追その他の刑事手続に関する国際的な協力（刑事共助）の必要性が高まっている。日・香港間では、これまでも刑事共助が実施されている（平成11年から同19年までの要請の実績は14件（日→香：11件、香→日：3件））が、日・香港間の人的交流の活発化に伴い共助のニーズは今後一層高まると見られることから、協定締結の意義大。
- 平成18年9月に交渉を開始し、同19年7月に実質合意に達し、同20年5月23日に香港にて署名。
- 香港は、これまで18か国との間で刑事共助協定を締結。我が国は、米国（平成18年7月発効）、韓国（同19年1月発効）及び中国（同20年11月発効）との間で刑事共助条約を締結済み。

